

附則
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方事務局の部の改正規定、平成十八年十月一日
- 二 第一条中別表水戸地方事務局の部及び神戸地方事務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定、平成十八年十月十六日
- 三 第一条中別表新潟地方事務局の部及び岐阜地方事務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十條の改正規定、平成十八年十月二十三日

○文部科学省令第三十六号
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項の規定により読み替えて適用される教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五条第一項に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十五日

文部科学大臣 小坂 憲次

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号及び第三号を次のように改める。
- 一及び三 削除
- 第二条第六号を次のように改める。
- 六 削除
- 第二条第九号の次に次の一号を加える。
- 九の一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター
- 第二条第十号中「前九号」を「前各号」に改める。

附則

- 1 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の日から障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間

は、改正後の第二条第九号の二中「及び地域活動支援センター」とあるのは、「地域活動支援センター」並びに同法附則第四十一条第一項、同法附則第四十八条又は同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生保護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場に限る。）及び同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に限る。」とする。

告 示

○内閣府告示第八百二十三号
構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年八月七日内閣府告示第八百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年九月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十八年九月十五日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市
- 三 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）（詳細は内閣府において閲覧可能。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号）については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受け入れ促進事業

（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受け入れ促進事業（五〇七）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（ハ〇一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）、修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三（一）一四三）、修了者に対する基情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三（一）一四四）、特定埠頭運営効率化推進事業（一一三（二））及び特定理立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（一一〇八）

○内閣府告示第八百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第八百三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を認定したので、同法第七条第二項において準用する同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年九月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画の変更を認定した日 平成十八年九月十五日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 山梨県、山梨市、笛吹市及び甲州市
- 三 地域再生計画の名称 富士の国やまなし峡東エリア地域再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 山梨市、笛吹市及び甲州市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号）については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生のための交付金の活用（三（三）②）
- 法務省告示第四百四十一号
出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定

定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成二年法務省告示第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成十八年九月二十五日

法務大臣 杉浦 正健

別表第二中「筑波学院日本語学校」を「ミッドリーム日本語学校」に改める。

別表第二中「愛聖教育学院」の項の次に次のように加える。

豊島日本語学院

東京都

別表第二中「ISCアカデミー」の項を削る。

別表第二中「姫路YMCA日本語学校」の項の次に次のように加える。

神戸電子専門学校日本語学科

兵庫県

別表第五中「AELL日本語学校」の項の次に次のように加える。

ISCアカデミー

大阪府

○文部科学省告示第三百二十六号
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第二条第十号の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則に掲げる施設に準ずる施設を指定する件（平成九年文部省告示第八十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年九月二十五日

文部科学大臣 小坂 憲次

「第一号から第九号」を「各号」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第一号を次のように改める。

- 一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特定等に関する法律施行規則第一条第一号に規定する施設を除く。）

- 二及び三 削除
- 第一号及び第三号を次のように改める。